

ていってということが大事なのかなというふうに思うですね。

病後児保育もそうです。私らにはこの事業の中身は常任委員会に報告がなくって、予算の中に1項目あっただけなんです。ですから、私らもたたくような時間ももちろんなかったわけですが、やっぱり重要だと思われる事業はきちっとその方針を定めてやっていく必要があります。

それと、今回は触れてないですけども、保育方針もいつまでも案でなくって、9月っていうふうに先ほどお答えありましたが、9月でいいかどうかという問題もあると思います。

その部分を含めて、一言発言をして終わりたいと思います。

### 高橋孝夫議員の質問

○町田義昭議長 次に、順位4番、議席番号10番、高橋孝夫議員。

(10番高橋孝夫議員登壇)

○10番 高橋孝夫議員 私は、市民生活に根差した行財政運営が展開されるようお願いながら、一般質問を行います。

通告しております2点について順次質問申し上げますので、明快な答弁をいただきますようお願いをしておきたいと思っております。

質問の第1は、洪水ハザードマップの考え方と今後の活用についてです。

先月に、長井市洪水ハザードマップ（保存版）をいただきました。A4判16ページで、折り畳み式の洪水避難地図という形式になっていることはご案内のとおりです。平成20年度当初予算書を見ますと、消防費の中でハザードマップ調査等業務委託料として330万円が計上されており、国と県から総合流域防災事業補助

金としてそれぞれ100万円ずつの補助金を受けて展開をした事業であり、その成果品と認識をしています。ここ数年の議会でもいろいろな質問で指摘をされてきた内容を具体化したものであり、長井市でもようやく完成をしたということについては事務当局の努力に感謝したいと思います。

私は、このハザードマップを見て幾つかの初歩的な疑問を感じましたので、以下質問させていただきます。

第1点目は、ハザードマップ作成のねらいと考え方について総務課長に伺います。

今回作成したこのハザードマップは、本来市町村が作成しなければならないものなのか、あるいは自主的に作成するものというものなのかどうか、まず見解をお聞かせをいただきたいと思っております。

長井市地域防災計画によりますと、長井市は「水防法第4条の規定により指定された水防管理団体」ということですが、このことと関係をするのでしょうか、あわせてお聞かせをいただきたいと思っております。

また、水防法第7条では、「都道府県は水防計画を策定しなければならない」とされていますが、このこととの関連についてもお聞かせをいただきたいと思っております。

第2点目は、昭和42年水害や近年の教訓はどう生かされているのかについて総務課長に伺います。

私はこのハザードマップを見て感じたのは、いわゆる危険地帯とされている地域は、最上川の右岸と左岸地帯に集中をしているということでした。言いかえれば、これらの流域以外は心配ない地域ということになりますが、しかしハザードマップには、次のような記述もあります。

紹介しますと、「この洪水ハザードマップは、最上川及び置賜白川、置賜野川、萩生川のはんらん時に、地域住民の方々が安全かつ迅速に避

難できるように作成された避難地図です。ただし、想定している浸水区域は、一定の条件のもとで堤防が決壊したり、堤防を越えてあふれた洪水によって浸水する場合を想定しており、その時の雨量や決壊する場所によって、実際とは異なる場合があります。これ以外にも、洪水時に河川の本流に流れ込むことができない小河川や排水路のはんらん、局地的な冠水があるかもしれません。また、急傾斜地周辺や地下道などの危険箇所を避難時に通らないようにすることも、安全に避難するために必要です。このことに注意して、洪水ハザードマップをいざというときのためにお役立ていただけるよう、日ごろから心がけてください」というように触れられています。

私は、このような記述を読んで、どうとらえたらいいのかわからなくなってしまいました。一定の条件のもとで浸水する場合を想定したもののという記述と、実際とは異なる場合もあるという記述をどうとらえればいいのでしょうか、なかなか整理がつきません。

そこで、総務課長に伺います。このハザードマップで一定の条件のもとで想定している場合というのは、具体的には何に基づいた想定ということになるのでしょうか。ハザードマップでは、「100年に1回程度起こるとされる2日間総雨量180ミリリットルの大雨」や「100年に1回程度起こると想定される24時間雨量232ミリメートルの大雨」とか、「30年に1回程度起こると想定される大雨」で各河川がはんらんした場合を想定し、国土交通省や山形県が作成、公表した浸水想定区域図をもとに長井市が作成したものとされています。とするならば、実際に長井市で起きた昭和42年の水害や、近年の大規模とまでは至らなかった水害などはどうなのでしょう。

昭和42年の水害の時は、私は高校2年生でした。そして、私が住んでいる地域は床上浸水で

した。水害時はもちろん、水が引いた後も大変だったことを今でも思い出します。そういう体験もあって、私は雨が続くと今でも心配になるわけです。しかし、この作成されたハザードマップ上は、具体的な区域指定にはなっていません。長井市地域防災計画では、「河川についても計画的に整備が進んでおり、当面昭和42年に起こった羽越水害のような大水害はないと予想される。しかし、市街地においては宅地化の進行、中小水路の未整備などにより、集中豪雨時には水路があふれるなど、地域浸水が予想される」としております。

私はいたずらに危機感をあおっていいとは考えませんが、それでもこの間実際に起きた水害の事例等も勘案をしながらハザードマップを作成するという事は大事な事と感じます。国土交通省や県の想定だけで十分と考えておられるのかどうか、総務課長の見解をお聞かせをいただきたいと思います。

同時に私は、このハザードマップはあくまでも一定の想定によるものであり、危険区域以外でも注意が必要であることを、何らかの機会を通じて知らせる必要があると感じますがどうでしょうか。総務課長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

第3点目は、避難場所と指定されている施設は、日常生活ができ得る内容となっているかについて市長に伺います。

ハザードマップには、広域避難場所として市内10カ所、一時避難場所として26カ所、ダブリがあります。合計36カ所が記載をされています。そしてその中では、高等学校や南北中学校、そして5つの小学校が避難場所として指定されていることはご案内のとおりです。避難場所と指定されている各学校の場合、学校のどこを具体的な避難場所としているかについては、多くの場合が学校の体育館ということになっているようです。

+

私は、県が行っている自主防災組織リーダー研修会に一昨年参加をさせていただきました。その研修会では、北海道教育大学准教授の佐々木貴子さんから、学生たちや地域自主防災組織の皆さんと一緒に学校の体育館で1泊の避難生活体験をしたこと、そして平成19年に起きた新潟県中越沖地震の際の人的支援活動報告として、山形県置賜保健所地域保健予防課保健師の原田さんからの報告をお聞きしたところです。お二人の話では、一言で言えば、「学校の体育館は日常生活を営む場所ではないし、そのようにはつくられていないことを踏まえた対応が必要である」ということでした。具体的には、冬は寒いし、夏は暑い。アルミシートと配給毛布1枚分が1人分の場所。プライバシーは守れない。着がえの場所もままならないなどというものでした。

私は、このようなお話をお聞きをして、行政は避難場所を確保するだけでなく、この避難場所でいかにして日常的な生活ができるようにするために何をしておくのかという視点が大切であり、そのための準備も必要なことを感じました。

長井市の場合はどうでしょうか。私はせめて最小限のプライバシーを守るための対処は必要と考えます。都会のあるところのように段ボールで仕切るというようなものではなく、それなりの防災グッズなどを準備しておくことも必要なことと感じます。確かに、災害はいつ起きるかわかりません。いつ利活用できるのかわからないわけですが、安心安全のための措置としては大事なことと思います。今後、計画的に整備していくことが必要と考えますが、市長の見解をお伺いをしたいと思います。

第4点目と第5点目については一緒にして市長と総務課長に伺います。

総務課長のお話では、このハザードマップを活用しながら、5月27日から6月3日までに最

上川流域の幾つかの地域で説明会が開催をされたということでした。大変有意義なことと感じたところです。私はこれらの説明会はもう少し広範囲に展開する必要があると感じています。特に危険区域と示されていない地域にとっても、水害の可能性のあることは申し上げたとおりであり、説明会などを拡大して開催することが必要と考えますがいかがでしょうか。総務課長の見解をお聞かせいただきたいと思います。

もう一つは、実際の家庭での活用の仕方について伺います。冒頭に申しあげましたように、このハザードマップは、A4判16ページというもので、活用するために広げればかなり大きなものとなっています。ハザードマップには、「もしものためにこのハザードマップを見やすいところへ置いておきましょう」と記載されています。しかし、実際活用することを考えれば、ただ置いておくだけでは役に立たないのではないかと感じます。かといって、広げて家庭の壁面に張っておくとすれば、これまた大きなスペースが必要になることと、両面刷りということもあって、片面は見るができなくなるようになります。ちょっと使い勝手が余りよくないと感じを持ったところです。

私は実際に利活用をしていくには、市内全域を網羅したマップでなくとも、住んでいる地域の状況が理解できれば役に立つし、そのためには見開きのものではなく冊子の形式の方が活用しやすいと考えます。地域限定版で冊子形式のものを作成し、それをもって説明会を行い、各家庭でも活用していただくという方式を考えるとできないか、市長の考え方をお聞かせいただきたいと思います。

質問の第2は、指定ごみ袋の更新の考え方についてです。

本年2月12日に開催された置賜広域行政事務組合議会全員協議会で説明があったごみ処理手数料の改正及び指定ごみ袋の形状変更について

という資料をいただきました。それによりますと、平成11年4月から行ったごみ袋の指定化、有料化以来10年が経過していること、そして導入時から比較すると処理経費が増加し、さらにごみ袋の製作にかかる作成単価が増額となっていること、そしてごみの減量化による焼却施設の延命化を図らなければならないことを目的に改正を行うとしています。

具体的には、可燃ごみ袋と不燃ごみ袋の大、大きい方です。について、容量をこれまでの25リットルから30リットル、不燃ごみの場合は36リットルから45リットルとし、手数料を1枚当たり40円から50円にする。小さい可燃ごみ袋は14リットルから20リットルとし、25円から35円に、小さい不燃ごみ袋は21リットルから30リットルとして、これも25円から35円に。また、資源ごみ袋は容量はふやすが単価は据え置くというものです。また、形状については、現在のごみ袋が結びづらく、使い勝手がよくないなどの住民要望が各市町の衛生担当課に相当数あることから、高齢者の利便性も十分考慮し、現行の平袋からレジ袋タイプに変更し、1袋当たりの容量についても増量するということになるようです。実施時期は、平成22年4月1日改正を目標とし、住民周知、説明などについて各市町と連携して進めていくとされています。

私は、ごみ袋の形状が結びやすくなることなど、この間の市民の要望に沿って改正されるようとしていることについては好感を持ったところです。ただ、疑問も感じますので、以下3点について質問をいたします。

第1点目は、新ごみ袋の特徴と考え方について市民課長に伺います。特徴と考え方については資料で触れている内容だと思いますが、私になかなか理解できないのは、次の2点についてです。

1つは、資料で触れている、ごみ処理経費の増加の要因である物件費の考え方についてです。

平成11年度と18年度の比較では2億1,975万円増加しているとしていますが、その主なものは修繕料ということになっています。私は修繕にかかる経費は年度ごとに違いがあり、このように単純に比較して増加しているという言い方には納得できないのを感じます。修繕にかかる経費を何年間かの平均を出して比較するということがなければ正確なものにはならないと考えますが、市民課長はどうとらえておられるか、お聞かせをいただきたいと思います。

2つは、ごみの減量化につながるのかについてです。資料では平成11年度と18年度でごみの搬入量が約1万トンふえていることになっています。置賜3市5町の人口が減少しているにもかかわらず、ごみの搬入量は増加をしているということになります。私にはにわかに信じられないことですが、実態はどうなのでしょう。私は今後もこのような増加の仕方はないと感じていますし、ごみは資料とは逆に、減少していくものと考えていますが、置賜広域行政事務組合ではどういったシミュレーションをしているのか、お聞かせをいただきたいと思います。

現実に長井市が排出をするごみの量は減り続けています。増加しているのはどの市や町なのか、そしてその要因は何かを検証しないままに資料を示されてもなかなか納得できません。具体的な内容についてお聞かせをいただきたいと思います。

同時に、今回の改正でごみの搬入量を制限できると考えておられるのかどうかについても明らかにしていただきたいと思います。

第2点目は、1種類とするのではなく、市民が選択できるように配慮できないかについて伺います。

私はレジ袋という形状のイメージがなかなか浮かびませんでした。過日、蒲生吉夫議員から、山形市、山辺町、中山町で使用しているごみ袋をいただいて、ようやくどういう格好のもの

+

のなのかについて理解ができました。そして先日、山形市に行ってどうなっているのか調べてきたところです。

山形市などでは、現在ごみの有料化について検討中であり、料金の転嫁はありませんが、いわゆる取っ手つきのもので取っ手がついていないものとして小売店で販売をされています。取っ手がついていないものは、大と中の2種類で、大は65センチメートル掛ける80センチメートル、中は50センチメートル掛ける70センチメートル、これは現在の長井市が使っている可燃のごみ袋、大の大きさと同じでした。取っ手がついていないものは、大、中、小と3種類で、小は40センチメートル掛ける50センチメートルとなっていました。

置賜広域行政事務組合としては、何種類のごみ袋を考えておられるのか、お聞かせをいただきたいと思えます。

申し上げましたように、山形市等では取っ手つきと取っ手なしの大きく2分類し、それぞれ種類も考慮されています。私は、置賜広域行政事務組合の考え方では心配があると感じます。可燃ごみの場合は、生ごみが入れば1袋の重さは相当なものになることはご案内のとおりです。それが今度は容量がふえるとなれば、なおさら運搬に苦勞することになります。まして、収集所が遠い場合や高齢者のことを考えればなおさらと思えます。私はすべてを取っ手つきのもののみとするのではなくて、取っ手なしの旧来の袋も併用し、市民がそれぞれの生活に合わせて使用できるように配慮する必要があると思えますが、いかがでしょうか。市民課長の見解を伺います。

第3点目は、指定ごみ袋全般について見直しを図っていく時期と思うがについて市長に伺います。

資料にも触れられているように、ごみ有料化になって10年が経過しています。ごみに対する

市民の考え方も変化していると私は感じています。同時に私は、焼却施設の維持費などをすべてごみ袋代金や直接搬入代金で賄っていこうとする考え方は、今後の人口減少時代を考えればしよせん無理があると考えます。また、ごみは有資源ということから、3Rの考え方が定着しようとしている時代にあつては、ごみ袋そのものの考え方も見直しが必要な時期になっていると思います。私は、当面は有資源となり換金できる種類のごみ袋については、指定袋でなくとも収集していくことを目指していくことが必要と思っています。資源袋の廃止を含めて検討いただきたいと思います。市長の見解をお聞かせをいただきたいと思えます。

以上で壇上からの質問を終わります。

ご清聴ありがとうございました。（拍手）

○町田義昭議長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 高橋孝夫議員のご質問にお答えいたします。

私の方からは洪水ハザードマップの考え方と今後の活用についての（3）避難場所と指定されている施設は、日常生活ができ得る内容となっているかということ、プライバシーの問題等課題が多いのではないかということについてお答え申し上げます。

避難場所と指定されている施設は、このたび災害時の避難場所としてお示しした施設には、あくまでも一時避難場所として指定したものと、広域避難場所として指定したものがございまして、住宅被害等により避難収容が必要になった場合には、広域避難場所に速やかに避難所の設置を行うこととなりますが、避難生活を営むための日常生活機能は備えておりませんので、生活物資の調達、供給やプライバシーの保護対策など、避難者のご不便を軽減するよう、関係機関と連携しながら災害対策本部で対処するということとなります。したがいまして、あくまでも一時的なものでございまして、そこで長い間

生活するといったものの避難場所の想定はしておりません。

例えば、ちょうど1年になりますが、今年の岩手・宮城の、これは地震の方でございますが、内陸地震では、仮設住宅っていうのをやはり建てますよね。あとその前の新潟の中越沖地震なんかもそうですが、そういった仮設住宅につきましては状況を見て速やかに対策本部で対応を考えていくということになると思います。

それから、防災用品等の備蓄に関しましては今後の課題だというふうに思っておりますが、これは財政面との兼ね合いもありますし、災害時の通信手段の確保も重要な課題としてございますので、あわせて少しずつ充実させたいというふうに考えております。

次に、できればもっとコンパクトにという(5)の部分でございます。地域ごとに作成、配布すべきだったのではないかとございまして、これは状況が許せばそうすべきであると私も率直に思っております。後ほど総務課長の方からも、この洪水ハザードマップのことについて詳しくどういったものかということには答弁いたさせますが、基本的には国の方からの、これはきちんと法律で定められた、つくらなきゃいけないという義務でございまして、そういった意味では国で示す作成要領では、原則として記載すべきとされる必要最小限の項目に加えまして、地域特性に応じて市町村判断による情報を記載することになっており、多岐にわたる内容となっております。確かに持ち運びを考えればコンパクトなサイズの方がよいわけでございますが、これだけの情報を網羅しながら、小さくすれば文字や図表がさらに見づらくなるものというふうに考えます。また、各地区別に作成するとすると、経費面でさらにかさむこととなり、難しいものと感じております。家庭内では目につくところに置いていただき、いつでも手の届くようにしていただければよいな

というふうに考えておるところです。

なお、将来的に改訂版や他情報を加えた新しい版を、改訂版を作成することになった場合には、これは地区長様始め自主防災組織等々のご意見あるいは議会の方からもご指導いただきながら、詳細に検討していきたいというふうに思っております。

また、自主防災組織として独自にマップ作成を計画されている地区につきましては、県の方から資金的な部分でもご協力いただけるということでございますので、長井市としても協力しながら進めてまいりたいと考えているところでございます。

私のこの洪水ハザードマップに関しては、一番危惧しているのは、例えばこれは昭和42年の羽越災害の40周年記念で国土交通省で主催してシンポジウムがありました。そこで兵庫県の豊岡市の方の市長が平成15年の豊岡市の洪水で大変な被害があった、その状況の報告ございました。豊岡は今まで水害の被害なかったそうなんです。いわゆる内水で、要は一級河川とかが大概はらんして飲み込めなくて、内水がどんどんたまって市街地に大変な水量が逆流して、4名のぐらいの方が亡くなったんですけども、その際に避難勧告を何回も出したそうなんです。が、「市民の方は避難してくれなかった」と言うんですね。パニックになるといけないものですから、最初はマイルドな、マイルドでございますか、表現を注意して言ったんですけども、それが逆に安心してだれも深刻に受けとめてくれなかったという話がありました。

長井市の場合、昭和42年の羽越水害経験しているわけでございますが、心配なのは知らせる手段がないんです。それは豊岡はちょうどその前年に、全戸に市の方で防災用のラジオを、防災ラジオを設置したそうなんです。それはスイッチを切っていてでも強制で入るというラジオがあったんだそうなんです。ですからもう当然水

+

害になりますと停電あるいは雨音で、屋外にあるサイレン等が聞こえないという状況でそれしかなかったんですね。ですから、そういったことで知らせる手段がありながら4名も犠牲を出した。長井市の場合はどうするか。全く知らせる手段がないわけです。

ですから、むしろハザードマップはまず第一歩だと思ってます。確かに、表現的にもどう判断したらいいかわからないような表現ございますが、やっぱり災害っていうのは、特に水害もわからないという部分はかなりありまして、そういった意味では断定もできないということで非常にあいまいになったなと思ってますが、むしろ課題はそういったいざというときの市民への周知徹底の方法だというふうに思っております。それらについてことし設置した危機管理のセクションでぜひこれからの防災計画も含めて、地域でもつくっていただいている自主防災組織の皆様とも意見交換しながら、何らかの形で早急にそういう対応はしなきゃいけないと思っております。

次に、2点目の指定ごみの更新の考え方でございますが、まず(1)の新ごみ袋の特徴は何かということについては、市民課長の方から答弁いたさせます。

(2)の1種類とするのではなく、市民が選択できるよう配慮できないかということでございますが、これらにつきましては平成22年4月から実施予定の新指定ごみ袋でございますけども、この周知徹底をする期間を考慮いたしまして、ことし8月の置賜広域行政事務組合議会において決定する予定になっているところです。現行の指定ごみ袋を今後どうするかについては、現在検討中でございます。議員ご指摘のように、選択の方法も住民に対する配慮と考えられますので、置賜広域行政事務組合に要望してまいりたいというふうに考えております。ただし、新しいタイプの袋の生産量が少なくなると、

単価的に影響が出てくることは考えられますので、そういった部分も考慮しなければならないのではないかとこのように考えているところでございます。

(3)の指定ごみ袋全般について見直しを図っていく時期と思うがという点についてでございます。指定ごみ袋を有料化ということについては、可燃と不燃のごみについて現行の焼却施設建設後の平成11年4月から実施しているところでございます。その後、平成14年4月から資源の袋を追加したところです。適正に分別をいただきましたことにより、前に議員からもご指摘ありましたが、平成20年度はペットボトルについて長井市に170万円ほどの有償入札拠出金がありました。しかし、プラスチックの拠出金はゼロでございます。また、平成21年度からは市場の悪化により、有償入札拠出金は見込めないという状況になっていると聞いております。指定袋から透明な袋に変更することにつきましては、拠出金が見込める場合は当然これはしなきゃならないと思っておりますが、見込めない場合はどうするかについては、置賜広域行政事務組合の方にもいろいろ要望等々しながら、検討しなきゃいけないというふうに思っております。

なお、やはりごみの回収等々につきましては、行政の責任ももちろんあるわけでございますが、市民の皆様のご協力によってまずきちんと分別いただきながら行っているということから、前に議員からご指摘いただいたような地区への還元金も含めた対応については、来年度から何とか柔軟に、そしてきちんと地元で対応できるような、そういった資金面での対応も考えていかなきゃならないというふうに考えているところでございます。以上です。

○町田義昭議長 飯澤常雄総務課長。

○飯澤常雄総務課長 高橋孝夫議員のご質問にお答えいたします。

私の部分では第1点目、洪水ハザードマップの件でございますが、1点目につきましては市長も申し上げたとおりでございます。法に基づいて市町村が作成しなければならないものであるというふうに理解しております。法改正が平成13年度、それから直近で17年度、18年度も一部ありましたでしょうか、水防法の改正ございまして、的確な判断、行動を実現するための防災情報の充実を図るために浸水想定区域、これが一番重要なんですけども、これを指定する河川、これを洪水予報を行っている大河川、今まではそうだったんですが、それに加えて主要な中小河川にも拡大するという事で、洪水予報等の伝達方法、避難場所などについてこれらを記載した洪水ハザードマップ等による住民への周知、これを市町村に義務づけたと、これが平成17年の改正の大きなポイントであるというふうに認識しております。

それから、ご質問の中で水防法の第4条、第7条の関係のところが出てまいりました。ちょっと私の理解不足なのかもしれませんが、ハザードマップの市町村作成の義務、ここの部分が直接的には水防法の第15条の方の第4項の規定でございます。第4条、第7条の方は条文見ますと都道府県知事に関する部分のところでございます。めぐりめぐって間接的に関係はあるんでしょうけども、直接的にはこのハザードマップの作成の関係とは密接な関係はないのではないかなというふうに私は理解しております。

それから第2点目でございます。昭和42年の水害、あるいは近年の教訓はどう生かされているのかということでございます。まず結論から申し上げます、国、県等の想定だけでは十分であるというふうには決して言えないと思います。ただ、データの的に国、県等のいわゆる河川に関する情報ですね、これがないと現実的につくれないというのもまた実態でありまして、いろいろこのハザードマップをつくる上で、21年

度は総務課の方の所管になっておりますけども、20年度、昨年度までの市民課のつづり、数年ちょっと見させていただきましたが、もう連絡会を年三、四回開いて、しかもその連絡会というのは市町村だけでなく、いわゆる国、県の担当の方あるいはそれぞれのセクションのところから、本当の専門の情報を持った形で技術的な支援を国、県もするので、どうか市町村の方もつくってくださいと、義務は市町村にあるわけですけども、つくる義務はあるわけですけども、そういった形で対応して進んできた事務であるというふうに認識しております。補助金等も平成17年から21年の5カ年の中で限定的に国、県100万円ずつつけるということで、総額300万円以上かかっているわけでございますけども、そういったことで国、県挙げて対応してきたという部分が実態であろうということでございます。

ただ、この浸水想定区域、これは国、県の方の指導ありますけども、そのいわゆるマップ作成のための手引、これを読みますと、過去の浸水の実績、その地域にはそれぞれ内水のはんらんとかいろいろ想定外のところもあるわけでございますけども、そういった部分を排除するものではないと。ですから、区域に関するさまざまな浸水情報、これを把握しておくというのが、最終的には住民の皆さんが安全な避難行動するのに大変効果的であるということを考えますと、これは決して国、県の部分のデータだけでは十分ではなくて、それに付随するもの、それにいわゆる屋を重ねるもの、そういった情報は必ず必要であるというふうに思います。

浸水情報、避難に係る情報等住民の皆さんにももちろん地域全体の安全安心にかかわることでございますので、折に触れて情報発信してまいりたいというふうに考えております。

それから最後の部分でございますが、説明会の件でございます。今回、5月27日から6月3日まで7カ所、10回程度説明会を開催させてい

+



ただきました。ちょっと延べ人数で参加者100人程度、もう少しあるかなと思ったんですが、少し少なかったという感じでおります。いずれ、現在市のホームページ上でもハザードマップは見られるように今、準備を進めておるところでございます。特段この部分で、別にまた新たに日程をとって説明会ということはちょっと今現在、予定はしてございませんが、今後災害時の要援護者支援計画、これが21年度あるいは22年度に大きな事業になってくるんですけども、この事業支援計画の策定作業、それから先ほど市長申し上げました各地区の自主防災組織による防災訓練等、これらの支援も含めて、機会をとらえて単発ではなくてもそれに合わせた形で私どもの方も参上して説明をさせていただくというようなことで対応してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○町田義昭議長 宇津木正紀市民課長。

○宇津木正紀市民課長 私の方から指定ごみ袋の更新の考え方について順次お答え申し上げます。

ごみ袋の特徴としては、新しいごみ袋でございますが、高齢者の利便性を考慮して現行の平袋から取っ手がついている簡単に縛られるレジ袋のタイプにして使いやすい形に変更したいというものでございます。予定している容量と料金については議員のおっしゃられたとおりでございます。

物件費の考え方と修繕費の増加についてですが、平成10年に建設した施設でございますので、既に10年が経過してございます。老朽化も進んでいますので維持管理にかかる費用がかさんでいる状況でございます。できるだけ費用をかけないで修繕を行っているということをお聞きしていますが、安全で確実な処理作業を行うため、最低限度の必要な修繕を行わなければならないというふうに考えられるところでございます。

また、施設の延命を図るには施設状況をチェックして計画的に毎年修繕を行う必要があると

いうふうに思われます。そのような修繕を行ったことによって、11年度と12年度を単純に比較して資料として提示しまして、その差が2億1,975万円という増加になったということで、途中経過については私どもも置賜広域行政事務組合さんの方をお願いしているところですが、算出にちょっと時間かかるものですから、時間をいただきたいと。手に入り次第お届けさせていただきますということをお願いしたいと思います。

あと次の質問では、ごみのシミュレーションどう行っているかということでございますが、平成19年2月に策定されました置賜広域行政事務組合のごみ処理基本計画がございます。そちらではごみ減量化によりまして、可燃ごみについては平成17年の6万675トンから、パーセントでずっと言ってまいりますが、平成20年度は17年比0.5%の減、同じく17年度比で25年度は9.1%の減、平成30年度は9.4%の減、平成33年度は10.4%の減ということで、平成33年度には5万4,365トンを目標にしてる計画ではございます。

あと次の質問でございますが、市と町で増加しているのはどこであるか、その要因は何かということで平成19年度版の千代田クリーンセンター概要によりますと、おおむね平成16年、17年度以降については8市町のほとんどが減少しているところではありますが、ただ1つの町、白鷹町ですがふえています。17年度と比較して18年度、19年度増加しているということで、先ほど聞き取りしたんですが、その要因については、白鷹町で思い当たるのは火災による罹災ごみがあったため増加しているということが要因の一つとして分析してるというふうにお聞きいたしました。

あと、今回の改正でごみの搬入量を抑制できるかということでございますが、先ほど申しましたごみ処理基本計画の中で、ごみの減量化を

推進している計画だっというふうには伺っております。

次の質問でございますが、何種類のごみを考えているかということで、可燃、不燃、資源、大小それぞれ1種類のごみ袋を予定しているというふうになっております。

あと次の見解でございますが、取っ手つきとないものの併用できるように配慮する必要があるかということですが、先ほど市長が申しましたが、置賜広域行政事務組合の方に議員のご指摘されたご意見について、私の方からもお伝えしていきたいと思っております。市長が申したほかに、両併用タイプですと事務量がかさむということもあるというふうにお聞きしております。

私の方からは以上お答えいたしました。

○町田義昭議長 高橋孝夫議員。

○10番 高橋孝夫議員 それぞれ答弁をいただきましてありがとうございます。

ハザードマップですが、こうですね、こういう大きさなんですけど、広げると本当に大きいんですよ。こういうふうになるんです。これ例えば地図の方だけこうやって家庭に張っておきますと裏側が見えないということになるわけです。私これ大変苦労されてつくられたと思っております。けど活用を図ることになればもう少し工夫があってもいいなと思ったものだから申し上げたんです。

先ほど市長の答弁の中で、地域の実情に応じて防災組織などでつくった場合は補助があるというお話ありました。だからそういうところでぜひ具体化いただくように行政としても主導をお願いをしておきたいと思っております。

もう一つごみ袋ですが、これ長井市の今の可燃のごみ袋大です。これを今度はこういう、これ山形市、山辺町、中山町ですけど、こういうやつにするんだと思うんですよ。多分大きさを同じ、同じじゃないか、容量は大きくなるわけ

ですが、こういう格好になるんだと、こう思うんです。けども、申し上げましたように、このタイプだけっていうのも私はちょっと大変だろうなと思ってたんです。私のうちもそうなんですけど、この袋に紙おむつなどを入れるときもあるわけですけども、とっても重くなるんですよ。これ容量ももっと大きいですから、かなり重たくなるなっていう感じを持ってるんです。そうすると、実際高齢化が進んでいて、各家庭の実情にこれが合うのかというふうになれば、私はそうでもないなというふうに思いました。ですから、ぜひ置広に話をする際、これから決めるわけですけども、併用型でぜひいてもらいたいというふうに思っています。確かにこれ両方つくるのは単価大変でしょうけれども、工夫の仕方ではできないのかというふうに思っておりますので、そこは反映をいただきたいと思っております。

1つだけ再質問をさせていただきますが、市長にお伺いします。このごみ袋の関係は、いただきましたこの資料、手数料の改正と形状変更について資料いただいたんですけども、これ読んでいくととにかく処理経費がかさんできて、1袋当たりこういうふうにかさむのだということが中心になってるわけですね。そしてごみがふえてるんだと。だから大変だという言い方をしているわけですけども、考え方として、ごみ袋の代金とかそれから直接搬入の代金ですね、それでこれから賄うのか、基本的についでいう、この考えでいいのかないのかっていうところの大きいポイントになるんだと思うんです、これから。ここは置広はどういう整理をされているのか、今の時点での整理ですけども、ここについてお聞かせをいただきたいと思っております。

○町田義昭議長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 お答えいたします。

やはりこれを広域、3市5町でやってるわけですが、基本的には運営の部分についてはこう

いった有料にすることによって、極力3市5町のそれぞれの自治体の建設以外の持ち分を、持ち出しを減らしたいという意向はあると思います。しかし、すべて人件費を含めて有料化にすることによって賄うという状況にはないというふうに認識しておりますので、この辺についてはやっぱり考え方としては、そういった意味ではできるだけ利便性を図るということで、ごみの袋のタイプも2つの形態があれば使いやすくなるでしょうけども、ただできるだけやはり市町村の負担を減らしたいということから、効率性を求めざるを得ない部分もありますので、それらについては、これは私ども8人の首長とあとその下に参与会というのがあって、まあ私ども理事会でございますけども、副市長、副町長の参与会、その下に今度は担当課長会というのがございます。それとは別に今度広域の議会があるわけでございますが、議会の方もご案内のとおり3つの部会に分かれておりまして、その中でいろいろ議論してるわけでございますが、なかなか一つの市町村の意向が反映されにくいというところがございます。ですから、私としては特に西置賜の方、1市3町は、こういう言い方は語弊あるかもしれませんが、東南置賜の2市2町とは少しやっぱり利害関係とか事情が違う部分もございますので、やっぱり最近では置賜広域行政組合のあり方について、例えば西置賜の1市3町で話し合うということはないようですけども、そういったことも一緒に話し合いしながら、同じような考えを持った場合は力を合わせてやっていかないと、どうも事務局ベースで進められてしまうなという反省しておるところでございますので、その辺はぜひ議員の方からもご指摘いただきたいと思います。

○町田義昭議長 高橋孝夫議員。

○10番 高橋孝夫議員 基本的な考え方をぜひ整理をして対応をいただきたいと、そう思います。

この資料で言っている、結局物件費がふえてるし、それから製作費もふえてるし、だから上げなきゃいけないっていうこの言い方は、ちょっと私納得できないんです。先ほど市民課長からは具体的な答弁、まだちょっと資料ないからというお話あったんですけど、単年度比較でこういう比較されても、私はちょっと違うとは思いますが、率直に言って。11年と18年を比較して2億幾らふえたから、だからその分転嫁しなければならないのだっていう言い方は私はないと思っていますんですけども、ぜひその辺も8月決めるであろうでしょうけれども、それまでの間に整理をいただきたいというふうにお願いをして質問を終わります。

○町田義昭議長 ここで暫時休憩いたします。再開は3時といたします。

午後 2時37分 休憩

午後 3時00分 再開

○町田義昭議長 休憩前に復し、会議を再開いたします。

市政一般に関する質問を続行いたします。

## 大道寺 信議員の質問

○町田義昭議長 順位5番、議席番号4番、大道寺 信議員。

(4番大道寺 信議員登壇)

○4番 大道寺 信議員 本定例会に当たり、通告してあります2点について質問いたします。

今定例会冒頭で議長からあいさつがありましてとおおり、今定例会からインターネットによる議会中継がスタートいたしました。私は議会に